

令和5年5月1日

保護者のみなさんへ

中学校区一貫教育校園
玉野市立荘内中学校
校長 住田 義広

教職員の働き方改革について

日頃より、本校教育の推進について御支援いただき感謝申し上げます。

全国的に労働者の法の遵守による適切な労働の在り方の保障が求められるようになり、教職員も同様の扱いになるよう、「教則員の働き方改革」が推進されています。しかし、現実には教育委員会は方針を出すのみで、最終的には各校の校長が所管する部下の労働状況を決定していますので、学校により厳しい労働環境での業務遂行が余儀なくされている現実があります。

そのブラック職場のイメージが広まり、「先生になりたい」と思う若者が激減し、教育現場は危機的な人員不足となっており、荘内小も本校も必要教員数から2名足りない状況で4月をスタートさせています。これは、県内どの地域でも同様の状態であり、学校は必要職員数が足りない状況で日々の業務を進めざるを得ないのです。

本校では、学校教育の改革を実現しながら、教職員の適正な労働状況も実現するよう、強い決意で望ましい学校現場の姿を実現するための取組を進めています。

「生徒の適切な育成のための教育内容の充実を進める」と「教職員の法により求められる時間外勤務時間の上限を遵守する」、この2観点の両立は非常に困難ではありますが、その実現こそが持続可能な学校現場の実現に必要な事と考えています。

保護者のみなさまにおかれましても、労働時間を強制的に延ばされ、残業代は無しでは不満をつのらせることでしょう。教職員も「生徒のために自分の私生活を犠牲にすべき」では、どうしてもなく、一般的な価値観と同様に扱われなければならない時代になったと思っています。

そうした考えの中で、本校の取組は進められていることを御理解いただきますよう、お願いいたします。

記

- 1 常勤教職員の勤務時間は、8：20～16：50です。
 - ・欠席連絡はフォームにより送信いただければ業務改善に繋がります。
 - ・教職員には時間外勤務手当は法律上ありませんので、いくら時間外勤務をしても、収入には繋がりません。
- 2 18：00以降は留守番電話になります。（16：50以降はすでに時間外勤務です。）
- 3 教員の毎月の時間外勤務時間の上限は保護者の方々と同様に月45時間以内が法律上の規定です。
 - ①土日のいずれかの1日3時間の部活動を実施すれば、一ヶ月16時間の時間外勤務時間
 - ②平日は16：50までの勤務時間では授業等で業務遂行は困難であり、16：50以降は生徒指導対応や保護者対応もあり、20時を越える時間外勤務となっている。教員は保護者の方が仕事を終えてから対応をしていくのが当たり前となっているため。

※ 1日3時間の時間外勤務であれば、週15時間、月60時間程度の時間外勤務となる。

③よって、単純に①+②で76時間の時間外勤務となるが、現実には80時間超えの教職員も多いのが現実である。(労働基準法のデッドラインは80時間)

これを45時間以内にするのが校長に求められていることを御理解いただきたいと思います。

4 なぜ多くの学校が改革できないのか。

①保護者の方の「教員は生徒のために犠牲になるべき」という風潮を打ち消す勇気がない。

②校長が一部の部活動が命の教員の主張を抑えられず、多くの教員の思いを犠牲にしている。

③法律遵守はしょせん学校では無理と考え、改革に取り組まない。

玉野市教育委員会は何年も前から、朝練習の常態化は避ける等の部活動の制限を行っているものの、多くの学校で教育委員会の方針は無視している状態である。

5 終わりに

本校では、これまでの保護者の方々の温かい御理解で、教職員の働き方改革の視点からの教育改革も進んできました。今後も業務削減を検討しつつも教育内容のさらなる効果を生み出す充実を進めて参りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。